令和5年度

船橋市立法典西小学校
ＰＴＡ総会資料

総会日時　令和5年4月13日（木）

開催場所　書面決議につきなし

目　次

○　令和4年度活動報告　（Ｐ2～11）

○　令和4年度決算報告　（Ｐ12～13）

○　法典西小学校ＰＴＡ会則及び規定　（Ｐ14～20）

○　法典西小ＰＴＡ組織図及びＰＴＡ会議　（Ｐ21）

○　令和5年度活動計画　（Ｐ22～24）

○　令和5年度会計予算　（Ｐ25～26）

○　法典西小学校ＰＴＡ会則の改正について　（Ｐ27～29）

○　個人情報の取扱いについて　（Ｐ30）

ＰＴＡ活動報告

令和4年度

月	総務	Ｐ連専門委員会
4	8　会長・副会長　新年度挨拶 8　行田中学校入学式（来賓なし） 11　本校入学式（来賓なし） 13　新1年生集団下校のお手伝い（～14日） 15　役員アンケート集計（新1年生） ＰＴＡ定期総会（書面決議） 新旧役員引継ぎ・第1回総務会 専門委員会役員選出（アプリによるくじ引き） 21　専門委員会係決めアンケート集計 25　ＰＴＡ役員全体会（zoom） 各専門委員会係決め（zoom）	15　第1回総務会（新旧引継ぎ） 25　ＰＴＡ役員全体会
5	2　校外 委員長引継ぎ 校外 下校時パトロール引継ぎ 校外 当番表リーダー引継ぎ 12　校外 青少年委員会(職務内容説明) 13　校外 ひまわり引継ぎ 13　広報引継ぎ 14　校外 データ係引継ぎ(zoom) 16　校外 当番表(係員)引継ぎ・当番表印刷作業 16　学年代表委員会 委員長引継ぎ（zoom） 17　Ｐ連定期総会（船橋中央公民館） 18　第1回6校連 学年代表委員会 ベルマーク係引継ぎ 19　法典地区青少年委員会 事務局との打ち合わせ 27　会長・副会長臨時会（zoom）	
6	2　第1回学校評議員会 9　法典地区青少年委員会 定期総会(法典公民館) 20　第1回Ｐ連理事会（オンライン参加） 30　法典地区青少年委員会 常任理事会(法典公民館)	
7	7　第2回総務会 8　交通安全教室(4年生お手伝い) 13　第1回代表者委員会 合同パトロール会議（中止） 14　法典地区青少年委員会 全体会(法典公民館) 14　会長・副会長 臨時会(zoom)	7　第2回総務会 13　第1回代表者委員会
8		

ＰＴＡ活動報告

令和4年度

月	総務	Ｐ連専門委員会
9	2　給食試食会打ち合せ（パソコン室） 8　法典地区青少年委員会 常任理事会 （法典公民館） 13　周年記念打ち合わせ（校長室） 14　第2回Ｐ連理事会（ＰＴＡ会議室にてzoom参加） 15　給食試食会 20　第2回6校連・1000ヶ所ミニ集会(塚田南小) 29　法典地区青少年委員会 全体会(法典公民館) 30　第3回総務会(zoom)	14　第二回Ｐ連理事会（オンライン参加） 15　給食試食会　お手伝い 30　第3回総務会
10	5　第2回代表者委員会 23　教育講演会　青少年委員会 （法典公民館）	5　第2回代表者委員会
11	8　役選引継ぎ（ＰＴＡ会議室） 9　ドレミうた声コンサート手伝い 10　学校評議員会（法典西小） 11　法典地区青少年委員会（バス研修） 13　法典地域祭（法典地区自治会連合会） 法典公園（グラスポ） 17　就学時健診保育補助	9　ドレミうたごえコンサート 保護者誘導手伝い 10　Ｐ連研究大会（zoom参加） 17　就学時健診保育補助
12	4　法典福祉祭（法典地区社会福祉協議会） 法典公民館 9　総務会（オンライン） 14　第3回Ｐ連理事会（オンライン） 第3回代表者委員会（オンライン） 16　６年生を送る会リハーサル打合せ 18　校外委員面談(zoom)	9　第4回総務会（欠席） 14　第3回代表者委員会（zoom参加）
1	20　学年代表委員面談(zoom)	
2	2　法典地区青少年委員会 常任理事会 3　第5回総務会 会計予算会議 8　第4回代表者委員会 9　第3回6校連 10　総務・周年打合せ（zoom） 16　6年生を送る会リハーサルお手伝い 22　Ｐ連理事会（オンライン参加） 第6回総務会（zoom） 24　法典地区青少年委員会 全体会	3　第5回総務会 8　第4回代表者委員会 16　6年生を送る会リハーサルお手伝い 22　Ｐ連理事会（zoom参加） 第6回総務会（zoom参加）
3	2　第5回代表者委員会（zoom） 総務作業	2　総務事務作業 第5回代表者委員会

ＰＴＡ活動報告

令和4年度

月	青少年補導委員	５３０推進員
4	13　地区補導　行田西小学校 15　第1回総務会 25　ＰＴＡ役員全体会 26　地区補導　イオン船橋	15　第1回総務会　ＰＴＡ総会 25　ＰＴＡ役員全体会 令和4年度法典地区環境委員会全体会議 （各小学校のＰＴＡは不参加）
5	10　地区補導　行田東小学校 26　地区補導　イオン船橋	6　５３０の日　案内文作成 8　５３０の日　案内文　印刷・配布 29　クリーン船橋５３０の日　活動
6	14　地区補導　法田中学校 30　地区補導　塚田駅	
7	7　第2回総務会 13　第1回代表者委員会 12　地区補導　馬込沢駅周辺 28　地区補導　法典西小学校（中止） 29　県下一斉パトロール（中止） 30　西連合お祭り巡回（中止）	7　第2回総務会　（欠席） 13　第1回代表者委員会（欠席）
8	23　地区補導　イオン船橋	
9	9　地区補導　法典西小学校 20　地区補導　丸山小学校（雨天中止） 30　総務会議	30　第3回総務会
10	3　地区補導　塚田南小学校 5　第2回代表者委員会 11　学校訪問 28　地区補導　旭中学校	5　第2回代表者委員会
11	9　ドレミうたごえコンサート 17　就学時検診 29　地区補導　船橋法典駅	2　船橋をきれいにする日のお知らせ作成 9　ドレミうたごえコンサートお手伝い 20　船橋をきれいにする日　活動 24　第1回役員選考係打ち合わせ
12	5　地区補導　馬込沢駅 9　総務会議 23　地区補導　イオン船橋	9　第4回総務会 14　第3回代表者委員会

ＰＴＡ活動報告

令和4年度

月	青少年補導委員	５３０推進員
1	10　地区補導　法田中学校 26　地区補導　塚田駅	
2	3　地区補導　行田中学校 総務会議 7　青少年補導委員研修会 8　第4回代表者委員会（欠席） 16　6年生を送る会リハーサル手伝い 22　総務会議 24　法典地区　青少年委員会 第3回理事会 27　地区補導　法典西小学校	3　第5回総務会 8　第4回代表者委員 16　6年生を送る会リハーサルお手伝い 22　第6回総務会
3	2　第5回代表者委員会（欠席）	2　第5回代表者委員会 印刷・配布作業

ＰＴＡ活動報告

令和4年度

月	会計監査	学年代表委員会 及び役員選考委員会
4	15　第1回総務会（新旧役員引継ぎ） 25　ＰＴＡ役員全体会	25　ＰＴＡ役員全体会
5		16　委員長引き継ぎ 18　ベルマーク　リーダー引き継ぎ ベルマーク　担当割り振り(協力店5ヶ所、 マンション4ヶ所、ベルマーク番号) 26　ベルマーク　挨拶状作成･集計作業
6		9　ベルマーク　集計作業 21　ベルマークだより配信 30　ベルマーク一覧表　家庭数配布 ベルマーク第1回目 インクカートリッジ発送作業･集計作業
7	7　第2回総務会 8　交通安全教室（４年生お手伝い） 13　第1回代表者委員会	13　第1回代表者委員会
8		
9	15　給食試食会　お手伝い 30　第3回総務会	2　給食試食会　事前打ち合わせ 8　ベルマーク　集計作業 行田子供会へのお礼状作成 15　給食試食会　(試食会終了後反省会) 30　ベルマークだより第2号　WEB配信
10	5　会計監査 第2回代表者委員会 挨拶ポスター掲示作業	5　会計監査 第2回代表者委員会 26　卒対　引き継ぎ、打ち合わせ 27　ベルマーク回収キャンペーン お知らせ配布、2回目発送 31　卒対　記念品注文（ハンガー）
11	9　ドレミ歌声コンサート手伝い 17　就学児健診保育手伝い	8　卒対　記念品（ハンガー）代金振込 役選　顔合わせ、文書作成、配布 10　卒対　記念品（時計）注文 14　卒対　記念品（時計）代金振込 24　役選　アンケート集計、リスト作成
12	9　第4回総務会 14　第3回代表者委員会	8　ベルマーク　仕分け作業、集計 14　第3回代表者委員会

ＰＴＡ活動報告

令和4年度

月	会計監査	学年代表委員会 及び役員選考委員会
1		16　役選　第2回ピックアップ作業 17　卒対　色紙&図書カード注文、 花屋選定、卒業寄贈品決定 25　卒対　卒業記念品受け取り、備品購入（封筒･紙袋） メッセージカード封入作業 27　ベルマーク　仕分け作業 30　卒対　メッセージカード配布
2	3　第5回総務会 8　第4回代表者委員会 16　6年生を送る会リハ手伝い 22　第6回総務会	8　第4回代表者委員会 15　卒対　打ち合わせ 卒業記念品受取り&袋詰め、紙袋注文 16　卒対　お菓子&寄贈品注文、 卒業製作費支払い 役選　電話代受け取り
3	2　会計監査 第5回代表者委員会	2　ベルマーク　発送作業 第5回代表者委員会

ＰＴＡ活動報告

令和4年度

月	校外安全対策委員会	校内環境美化委員会
4	25　ＰＴＡ役員全体会	25　ＰＴＡ役員全体会 グループ決め 年間清掃日決め 28　副委員長引継ぎ グループ決定通知配布 オープンチャット用紙配布 トイレ清掃の流れと注意事項配布 （オープンチャットのノートにも添付） 校内環境美化活動のお知らせ配布 （オープンチャットのノートにも添付）
5	2　委員会引き継ぎ 副委員長引き継ぎ 当番表リーダー引き継ぎ 下校時パトロールリーダー引き継ぎ 3　会計引き継ぎ 12　青少年委員引き継ぎ 13　ひまわり引き継ぎ 14　当番表データ係引き継ぎ 有価物回収連絡会 16　登校時係引き継ぎ 登校時ノートチェック 当番表備品チェック 18　下校時パトロール1回目 25　ひまわり活動 校外だより発行 有価物便り	26　第1回清掃活動 （トイレ・流し清掃） 清掃用品の不足分購入
6	8　校外だよりNo2発行 防犯パトロール登録者手配 下校時パトロール2回目 9　青少年委員会総会 30　青少年委員会常任理事会	17　第2回清掃活動 （屋外清掃） （正門周辺の側溝清掃、プール周りの草集め）
7	6　下校時パトロール3回目 8　9月10月当番表発行 登校時ノートチェック 当番表備品チェック 13　第1回代表者委員会 15　校外だよりNo3発行	5　第3回清掃活動 （トイレ清掃） 13　第1回代表者委員会
8		

ＰＴＡ活動報告

令和4年度

月	校外安全対策委員会	校内環境美化委員会
9	10　有価物回収連合会 21　下校時パトロール4回目 29　11月12月当番表発行 登校時ノートチェック 当番表備品チェック 青少年委員会全体会2回目	22　第4回 清掃活動（トイレ清掃）
10	5　代表者委員会2回目 12　登校時指導場所変更のお知らせ 26　下校時パトロール5回目	5　第2回代表者委員会 20　第5回清掃活動（屋外清掃） （畑周り、 グラウンドネット周り、 ふなっこ教室横の草集め）
11	7　登校時指導場所変更のお知らせ再送 16　下校時パトロール6回目	9　第6回清掃活動（トイレ・流し清掃） トイレ場所の地図作成 11　倉庫、ＰＴＡ室の備品整理 18　資料整理
12	1　登校時ノートチェック 当番表備品チェック 1月2月3月当番表発行 14　代表者委員会3回目	9　面談 11　清掃用品の不足分購入 14　第7回清掃活動（屋外清掃） （西門寄り受水槽脇フェンス・プール 周りのフェンスのツタとり、新校舎周り草回収） 第3回代表者委員会 15　清掃用品の不足分購入 17　〃
1	11　下校時パトロール7回目 21　法典地区有価物回収連合会 30　西船地区有価物回収連合会から連絡	16　清掃用品の不足分購入 20　第8回清掃活動（トイレ清掃）
2	1　校外だよりNo4発行 下校時パトロール8回目 8　代表者委員会4回目	8　第4回代表者委員会 10　第9回清掃活動（トイレ清掃）
3	1　登校時指導手順書 登校時指導変更届 当番表作成の為のお願い 当番表4月5月 登校時ノートチェック 登校時備品チェック 2　代表者委員会5回目	2　第10回清掃活動（屋外清掃） （・芝生広場フェンス脇・畑フェンス脇の側溝に ある落ち葉の除去及び箒などによる落ち葉清掃。 ・西門側植込み（ひいらぎ）下の落ち葉清掃。） 第5回代表者委員会

ＰＴＡ活動報告

令和4年度

月	広報委員会	周年記念事業実行委員会
4	25　ＰＴＡ役員全体会	25　ＰＴＡ役員全体会
5	13　新旧引き継ぎ、リーダー会 担当決め、新報社さんと初回打合（紙面） 各グループ担当月、内容決め(web) 23　運動会写真撮影依頼（紙面） 24　打ち合わせ（紙面） 25　Web版1回目配信(web) 31　校長先生、教頭先生に原稿依頼 ＰＴＡ会長に写真、原稿依頼	
6	1　Web版2回目配信(web) 3　教職員アンケート依頼、写真データ依頼（紙面） 10　Web版3回目配信(web) 21　打ち合わせ（紙面） 28　【さわらび】初校入稿(新報社)原稿 データ提出（紙面）	
7	4　Web版4回目配信(web) 5　新報社より【さわらび】初校到着、 教頭先生、会長、副会長に朱入依頼（紙面） 11　Web版5回目配信(web) 13　第1回代表者委員会 14　【さわらび】朱入れ後の原稿受け取り 各グループにて反映作業 15　Web版6回目配信(web) Web版7回目配信(web) 19　【さわらび】修正初校を新報社に提出(紙面) 26　Web版8回目配信(web)	13　第1回代表者委員会
8		
9	2　新報社より【さわらび】2校受け取り 各グループにて修正（紙面） 9　【さわらぴ】修正2校を新報社に提出(紙面) プラネタリウム見学の出発時の取材(web) 14　新報社より【さわらび】3校受け取り 教頭先生、会長、副会長、グループ 最終確認 修正（紙面） 16　リーダー打ち合わせ(LINE)(web) 20　Web版9回目配信(web) Web版10回目配信(web) 26　【さわらび】修正3校を新報社に提出(紙面) 27　Web版11回目配信(web) 委員会活動の取材(web)	13　第1回3者打合せ（学校） 委員長・副委員長事前打ち合わせ（学校） 14　祝賀会会場予約 20　委員長・副委員長事前打ち合わせ（学校） 30　第1回周年委員全体会（学校・zoom）

ＰＴＡ活動報告

令和4年度

月	広報委員会	周年記念事業実行委員会
10	4　校外学習の出発時取材(web) 5　会計監査(web) 第2回代表者委員会(web) 7　新報社より「さわらび」納品、配布作業、発行（紙面） 12　Web版12回目配信(web) 14　新報社に振り込み（紙面） 20　美化委員の取材(web) 21　Web版13回目配信(web) 25　Web版14回目配信(web)	5　第2回代表者委員会 6　第2回3者打合せ（学校） 25　フォトスタッフ社（記念誌業者）打合せ(学校)
11	10　ドレミうたごえコンサート取材(web) 11　Web15版回目配信(web) 18　Web版16回目配信(web)	22　第2回周年委員全体会（学校）
12	6　総務面談 8　ベルマーク活動取材(web) 12　Web版17回目配信(web) Web版18回目配信(web) 14　第3回代表者委員会	14　第3回代表者委員会 20　第3回周年委員全体会（学校）
1	19　第19回さわらびWeb配信 25　3年生クラブ活動見学取材 30　第20回さわらびWeb配信	17　第4回周年委員全体会（学校）
2	8　第4回代表者委員会 17　6年生を送る会取材 22　第21回さわらびWeb版配信 第22回さわらびWeb版配信	2　印刷作業 3　周年委員だより第1号・アンケート配布 8　第3回代表者委員会（zoom） 10　総務・周年委員打合せ（zoom） 21　第5回周年委員全体会（学校） 28　横断幕・航空写真デザイン決定
3	2　第5回代表者委員会	2　第5回代表者委員会（zoom）

２０２２年度ＰＴＡ一般会計決算報告書

(2023年3月31日　現在)

【収入の部】　(単位：円)

項　目	予　算	実収入	差　額	摘　要
PTA会費	1,650,000	1,686,552	36,552	給食試食会戻り金52円含む
利息	0	13	13	
2022年度準備金	1,000,000	1,000,000	0	
合　計	2,650,000	2,686,565	36,565	

【支出の部】　(単位：円)

項　目		予　算	実支出	差　額	摘　要
運営費	消耗品	160,000	95,774	64,226	用紙、印刷機用マスター・インク代、PTA会議室備品等
	備品費	50,000	11,599	38,401	備品購入、故障時の修理費等
	通信・交通費	130,000	61,589	68,411	交通費、郵送料、電話代等、zoom使用料
	会議費	10,000	3,344	6,656	会議用お茶代、総会資料等印刷代
	保険料	55,000	50,862	4,138	PTA団体総合補償制度加入
	Ｐ連関連費	90,000	52,830	37,170	会費等
活動費	学級代表委員会	16,000	4,986	11,014	ベルマーク、備品等
	校外安全対策委員会	22,000	13,177	8,823	ひまわり110番関連費等
	校内環境美化活動委員会	60,000	13,278	46,722	清掃活動費
	広報委員会	88,000	74,480	13,520	「さわらび」印刷代、写真代等
	青少年補導委員	2,400	1,800	600	連絡協議会会費
	役員選考委員会	20,000	13,500	6,500	電話代
	バレー部活動費	10,000	9,738	262	大会参加費、交通等
	まりもの会	10,000	0	10,000	備品購入等
渉外費	児童学校援助費	400,000	400,000	0	総合学習用教材費等、陸上ユニフォーム積立（20,000円）含む
	図書援助費	100,000	100,000	0	図書室用図書刊行物、図書備品等
	児童部活動援助費	25,000	0	25,000	陸上・合唱・駅伝・相撲・水泳部援助費
	学校交際費	70,000	5,000	65,000	六校運会費等
	卒業援助費	130,000	121,920	8,080	卒業証書ホルダー代、胸花代、卒業式引菓子
	地域PTA活動費	65,000	20,970	44,030	町会関連行事祝金等
	慶弔費	120,000	46,500	73,500	離任退職花束･お祝い･香典等、入学式･卒業式花代
今年度支出計		1,633,400	1,101,347	532,053	
予備費		16,600	0	16,600	
合　計		1,650,000	1,101,347	548,653	

総収入額	総支出額	差引残額	摘　要
2,686,565	1,101,347	1,585,218	差引残額は次年度準備金及び特別会計積立金とする。(※)

※差引残額のうち1,000,000円を次年度活動準備金とし1,000,000円を超えた分のお金は、特別会計積立金（2022年度は585,218円）として積み立てます。

上記の通り会計報告致します。

２０２３年３月３１日　　法典西小ＰＴＡ会計　　安藤　理紗
森　翠

ＰＴＡ会則第１０条の規定により、２０２２年度収支決算報告書、会計帳簿、証拠書類及び２０２３年３月３１日現在の預金について監査した結果、出納は間違いないと認めます。

２０２３年３月３１日　　法典西小ＰＴＡ会計監査　　岸保　桂子
井上　美砂子

会計監査が終了したことの報告を受けました。

２０２３年３月３１日　　法典西小ＰＴＡ会長　　町田　久幸

２０２２年度ＰＴＡ特別会計決算報告書

(2023年3月31日 現在)

【収入の部】 (単位：円)

項　目	実収入	摘　要
前年度繰越金（ゆうちょ銀行）	2,116,382	このうち、2,095,000円は積立金（※）
前年度繰越金（京葉銀行）	2,262,937	
前年度繰越金（定期預金）	1,200,386	
２０２２年度特別会計積立金	563,855	一般会計より
有価物回収協力金	280,794	西船地区、法典地区
寄付金	5,000	
陸上大会ユニフォーム積立金	20,000	児童学校援助費より
普通預金利息	39	京葉銀行、ゆうちょ銀行
定額定期貯金利息	101	ゆうちょ銀行
合　計	6,449,494	

【支出の部】 (単位：円)

項　目	実支出	摘　要
ＰＴＡ会議室　パソコン購入	115,280	ＰＴＡ会議室ＯＡ機器積立金より支出
４０周年記念事業　準備金	100,000	４０周年記念事業積立金より支出
合計	215,280	

【積立金内訳】 (単位：円)

項　目	積立金計	前年繰越（※）	今年度積立	支出	摘　要
４０周年記念事業積立金	1,700,000	1,600,000	200,000	100,000	毎年200,000円積み立て
４５周年記念事業積立金	160,000	120,000	40,000	0	毎年40,000円積み立て
ＰＴＡ会議室ＯＡ機器積立金	284,720	300,000	100,000	115,280	毎年100,000円積み立て
Ｐ連バレー部備品費積立金	20,000	15,000	5,000	0	毎年5,000円積み立て
陸上大会ユニフォーム積立金	80,000	60,000	20,000	0	毎年20,000円積み立て
合　計	2,244,720	2,095,000	365,000	215,280	

【次年度繰越金】

総収入額	総支出額	差引残額	摘　要
6,449,494	215,280	6,234,214	次年度繰越金とする

上記の通り会計報告致します。

２０２３年３月３１日　　法典西小ＰＴＡ会計
安藤　理紗
森　翠

ＰＴＡ会則第１０条の規定により、２０２２年度収支決算報告書、会計帳簿、証拠書類及び２０２３年３月３１日現在の預金について監査した結果、出納は間違いないと認めます。

２０２３年３月３１日　　法典西小ＰＴＡ会計監査
岸保　桂子
井上　美砂子

会計監査が終了したことの報告を受けました。

２０２３年３月３１日　　法典西小ＰＴＡ会長
町田　久幸

財　産　目　録

(2023年3月31日 現在)

【特別会計】	定額定期貯金	1,200,487
	普通預金（ゆうちょ銀行）	2,468,595
	普通預金（京葉銀行）	2,565,132
	小　計	6,234,214
【一般会計】	普通預金（ゆうちょ銀行）	1,585,218
	小　計	1,585,218
	合　計	7,819,432

法典西小学校ＰＴＡ会則

第1章　総則

第1条（名称）
この会は、法典西小学校ＰＴＡといい、所在地を法典西小学校におきます。

第2条（目的）
この会は、保護者と教師が協力して、望ましい教育が行われるよう努力し、共に研修に努め、よい保護者、よい教師をめざし、一人一人の児童の幸せを増進することを目的とします。

第3条（方針）
(1) 児童の教育ならびに、福祉向上のために活動します。
(2) 特定の政治や宗教にかたよることなく、また、営利を目的とするような行為はしません。
(3) この会の名称をもって、公私の選挙における候補者の推薦はしません。
(4) 学校の人事、その他、管理に干渉しません。

第4条（活動）
この会は、第2条、第3条を遂行する為に、次の活動をします。
(1) 学校の教育方針に協力し、児童の生活環境を向上させます。
(2) 会員は、ＰＴＡ活動に全員が参加します。
(3) 会員相互の研修や、親睦をはかります。

第5条（会員）
この会は、次の者を会員とし、原則本校に在籍する限り継続します。
(1) 本校に在籍する児童の保護者。
(2) 本校に勤務する教職員。

第6条（会費）
本校の会員は、会費を納めるものとします。
(1) 会費は、一世帯年額3,000円とし、所定の期日に支払うものとします。途中入会の場合は、入会月から3月までの在籍月数×250円を支払うものとします。
(2) いったん納めていただいた年会費は、自己都合による退会の場合には返還いたしません。ただし、転校などやむを得ない場合は除きます。

第7条（退会）
退会する場合には、学校を通じてＰＴＡ会長まで申し出を行い、退会届を提出します。

第2章　会計

第8条（経費）
この会の経費は、一般会計（ＰＴＡ会費）、特別会計（市報償金とその他）の収入をもってあてます。これらの用途は、児童の教育・育成ならびにＰＴＡ活動のためとします。ただし、総会で承認された以外の特別会計の支出に関しては、代表者委員会の承認を必要とします。

第9条（予算の修正）
この会の経費は、総会において議決された予算にもとづいて行われます。ただし、年度の中で、代表者委員会の議決を得て修正することができます。

第10条（決算の承認）
この会の決算は、会計が収支決算書を作成し、会計監査を経て総務会および、代表者委員会の承認をもって総会にかけます。

第11条（会計年度）
この会の会計年度は、毎年、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わります。

第3章　総務役員及び専門委員

第12条（構成）＊
この会は、次の総務役員と専門委員をもって構成します。

会長	－	1名
副会長	－	2名以上、及び教頭
書記	－	2名
会計	－	2名
Ｐ連専門委員	－	1名
青少年補導委員	－	1名
５３０推進員	－	1名
会計監査	－	2名
専門委員	－	各学年より19名

第13条（任期）＊
(1) 総務役員の任期は、1年とします。ただし、青少年補導委員の任期は、2年とします。また、再任は防げませんが、最長4年までとします。
(2) 専門委員の任期は、1年とします。ただし、再任は防げません。
(3) 総務役員と専門委員の欠員補充は、代表者委員会の承認を得て、前任者の残任期間とします。

第14条（ポイント制）＊
ポイント制については、次の通りとします。
(1) 全保護者によるＰＴＡ活動参加の均等化のため、原則として一人の児童が卒業するまでに2ポイント分の総務役員または専門委員の任務を引き受けることを基本ルールとします。
(2) ポイント付与数は、次の通りとします。
1)会長は3ポイント付与します。
2)総務役員（会長以外）及び各専門委員長は学校に在籍する児童にそれぞれ1ポイントずつ付与します。ただし、在籍児童が一人の場合は、2ポイントを付与します。
3)各専門委員会の委員は委員を務めたクラスに在籍する児童にのみ1ポイント付与します。
(3) ポイントは、永年制とし、在籍児童への2ポイントを上回った場合は、繰り越す事とします。

第15条（専門委員長の選出）
(1) 立候補もしくはくじ引きによる選出とします。
(2) 総務役員、各専門委員会委員長を務めた人が、次年度以降に専門委員となり、委員長選出がくじ引きとなった場合は次の通りとします。
1)総務役員は務めた年度に在籍していた児童すべてが卒業するまでくじ引きを免除します。
2)各専門委員会委員長は委員長を務めたクラスに在籍する児童が卒業するまでくじ引きを免除します。

第16条（任務）

総務役員と専門委員の任期は、次の通りとします。

(1) 会長は、この会を代表して各会議を招集し、学校との連絡を密にし、この会の運営を円滑にします。
(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その任務を代行します。
(3) 書記は、代表者委員会の議事を記録し、この会の経過報告書を発行します。
(4) 会計は、徴収された会費、及び特別会計について会計事務を担当します。
(5) Ｐ連専門委員は、船橋市ＰＴＡ連合会の専門委員会で活動します。
(6) 青少年補導委員は、市の委嘱を受け、青少年の補導を担当します。
(7) ５３０推進員は、市の委嘱を受け、ゴミ等を一掃し、住み良い地域づくりの啓発運動をします。
(8) 会計監査は、学期末毎に本会の会計を監査し、代表者委員会及び総会に報告します。
(9) 総務役員及び専門委員は、総務会、代表者委員会、専門委員を構成し、各活動にあたります。

(10) 総務役員、専門委員の任期は、次期総務役員、専門委員の決定までとします。

第17条（校長）

校長は、この会と学校運営の調整をするため会議に出席し、意見を述べることができます。

第18条（総務役員の選出）

(1) 会長、副会長、書記、会計、Ｐ連専門委員、青少年補導委員、５３０推進員、会計監査の総務役員選出のために、選考委員会をおきます。
(2) 会長、副会長、書記、会計、Ｐ連専門委員、青少年補導委員、５３０推進員、会計監査の総務役員は総会で選出します。

第4章　組織及び運営

第19条（組織）

本会は、第2条の目的を達成するため、1.総会　2.代表者委員会　3.総務会　4.専門委員会　5.会計監査　6.総務役員選考委員会　7.周年記念事業実行委員会 をおきます。

第20条（総会）

(1) 総会は、本会の最高議決機関で、会員の過半数の出席をもって成立します。
ただし、委任状を含みます。
(2) 総会における議決は、出席者の過半数をもって決定します。
(3) 定期総会は、毎年一回、年度初めに開くものとします。なお、臨時総会は、会員の3分の1（委任状を含む）以上の要求があった時、または会長が必要と認めた時に開催します。
(4) 総会で行う事項は、次の通りとします。
1)活動報告と会計監査を経た年度の決算報告
2)会則の変更
3)年間活動計画及び、予算の審議
4)その他、必要と認められる事項の審議
5)総務役員の選出と解任

第21条（代表者委員会）

代表者委員会は、総会に次ぐ議決機関であるとともに、総会で決定された事項、その運営についての審議をします。

(1) 代表者委員会は、総務役員、各専門委員会の正副委員長をもって構成します。
(2) 代表者委員会は、3分の1以上の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数の同意を必要とします。ただし、会計監査は議決権をもちません。関連する内容について、意見を述べたり提案したりすることができます。

第22条（総務会）

(1) 総務会は、会長、副会長、書記、会計、Ｐ連専門委員、青少年補導委員、５３０推進員、会計監査で構成します。必要に応じて各専門委員会を招集することができます。

(2) 総務会は、会長が招集し、本運営に必要な事項を協議、企画し、処理します。また極めて緊急な事項も処理します。

第23条（専門委員会）＊

各専門委員会の構成と活動は、次の通りとします。

各学年より、学年代表委員、校外安全対策委員、広報委員を各4名、校内環境美化委員を7名互選します。

(1) 学年代表委員会

1)各学年より4名

委員長（1名）、副委員長（1名）、会計（1名）を専門委員の互選により選出します。

2)学級、学年間および教職員との連携に必要な活動を行います。

(2) 校外安全対策委員会

1)各学年より4名

委員長（1名）、副委員長（1名）、会計（1名）を専門委員の互選により選出します。

2)法典地区青少年委員会当番校の年度（6年ごと）には、上記のほかに担当委員（2名）を専門委員の互選により選出します。

①ポイント制については、会則第14条(2)の2)と同じ扱いとします。

②専門委員長選出時における免除については、会則第15条(2)の2)と同じ扱いとします。

3)児童の学校外に於ける校外生活の指導と安全対策を行います。

そのために必要な、地域・近隣校との連携を計り、活動に参加します。

(3) 校内環境美化委員会

1)各学年より7名

委員長（1名）、副委員長（2名）、会計（1名）を専門委員の互選により選出します。

2)学校内の教育環境整備に協力し、校内美化活動を行います。

(4) 広報委員会

1)各学年より4名

委員長（1名）、副委員長（1名）、会計（1名）を専門委員の互選により選出します。

2)ＰＴＡ活動などの理解を深めるため、会員への広報活動を行います。

第24条（総務役員選考委員会）

この会は、総務役員選考委員会規約に基づいて、活動します。

第25条（周年記念事業実行委員会）

この会は、周年記念事業実行委員会規約に基づいて、活動します。

第26条（卒業対策委員会）

この会は、卒業対策委員会規約に基づいて、活動します。

第5章　個人情報保護方針

第27条（個人情報の取扱いについて）

法典西小学校ＰＴＡは、個人情報の重要性を十分認識し、「個人情報の取扱いについて」の事項を尊守し、個人情報保護への取り組みを実施し、継続します。

（別頁、「個人情報の取扱いについて」参照）

第6章　規約改正

第28条（規約の改正）
規約を改正する時は、総会の議決を必要とします。

付　則

この会則と規約は、昭和60年5月18日より効力を発します。

昭和61年 4月19日	一部改正	昭和62年 4月18日	一部改正
平成元年 4月15日	一部改正	平成 3年 4月13日	一部改正
平成 7年 4月13日	一部改正	平成 8年 4月11日	一部改正
平成 9年 4月14日	一部改正	平成10年 4月13日	一部改正
平成11年 4月12日	一部改正	平成12年 4月14日	一部改正
平成13年 4月12日	一部改正	平成14年 4月12日	一部改正
平成15年 4月16日	一部改正	平成25年 4月12日	一部改正
平成26年 4月14日	一部改正	平成27年 4月20日	一部改正
平成28年 4月19日	一部改正	平成30年 4月17日	一部改正
平成31年 4月16日	一部改正	令和 2年 4月27日	一部改正
令和 3年 4月15日	一部改正	令和 4年 4月15日	一部改正（＊部分）

総務役員選考委員会規約

第1条（目的）＊
会則第18条により、会長（1名）、副会長（2名以上）、書記（2名）、会計（2名）、Ｐ連専門委員（1名）、青少年補導委員（1名）、５３０推進員（1名）、会計監査（2名）の候補者の選出にあたります。

第2条（構成）
この会は、次の総務役員と専門委員をもって構成します。
(1)次年度再任しない総務役員　(2)学年代表委員　(3)教頭　委員長（1名）、副委員長（1名）は、次年度再任しない総務役員より選出します。

第3条（任務）＊
この会の任務は、次の通りとします。
(1) 全会員より推薦または立候補してもらいます。
(2) 第1条により、選出された候補者の承認を得て、総会にはかります。
(3) 委員長は、この会を代表し、会務を統括します。
(4) 副委員長は、委員長を補佐し、この会の庶務と会計事務を担当します。

第4条（会務）
(1) 第一回選考委員会は、会長が招集します。
(2) 会務執行にあたっては、良識をもって、運営に支障のないように努めます。
(3) 選考委員に事故ある場合は、その代理、または後任の選出はできません。ただし、過半数を超える場合はこの限りではありません。
(4) 選考委員が、総務役員候補に推薦され、本人が承認した場合は、選考委員を辞退しなければなりません。
(5) その他、運営上、必要とすべき事項は、以上の規定に反しない限り、選考委員会の審議により、決定することができます。

第5条（任期）
この会は、年度初めに選出され、新年度総務役員の決定と同時に解任されます。

卒業対策委員会規約

第1条（目的）
　この会は、本校における6学年卒業対策費の徴収管理及び卒業記念品等の準備を目的とします。

第2条（構成）
　構成員は、本校ＰＴＡ会長、6年生の学年代表委員、教頭をもって構成します。

第3条（運営）
　諸問題が発生した場合は、臨時会議を開催して審議を行い、その議事は出席者の過半数の同意をもって決定します。

第4条（財務）
　活動における資金については、適正に管理を行い、年に一度会計監査の閲覧を受けるものとします。

第5条（任期）
　この会は、年度初めに選出され、卒業式終了をもって解任されます。

周年記念事業実行委員会規約

第1条（目的）
　本校の周年記念事業を円滑に運営することを目的とします。

第2条（活動）
　周年記念事業の企画運営（記念誌の作成・式典・祝賀会の準備など）をします。

第3条（経費）
　この会の経費は、特別会計（市報償金とその他）の収入をもってあてます。

第4条（構成）
　この会は委員長1名、副委員長2名、会計2名、書記2名を基本的な構成とし、そのほか必要な委員・グループは、行事の内容により編制します。

(1)　補充の必要性を検討したうえで補充することができます。
(2)　必要に応じて相談役を置くことができます。

第5条（選出）＊
　周年記念事業予定年度の前年度に在籍している1年生から5年生の各学年より4名を選出します。選出時期は専門委員選出と同時とします。

第6条（ポイント制）＊
　任期が2年なので1年目に1ポイント、2年目に2ポイント、2年間で合計3ポイントを付与する。在籍する兄弟がいても同時に兄弟へのポイントは付与されない。ただし、2年目のポイントを兄弟のどの子供に計上できるかは自由に選べることにする。また、通常の専門委員会役員及び総務役員との兼務はできない。

第7条（任期）
　周年記念事業予定年度の前年度4月から事業終了をもって解散するものとします。

慶弔規定

会則第2条の目的を達するために、下記のように慶弔規定を設けます。

(1) 児童に対するもの

1)児童が不幸の際は、香料を贈り、担任教員、学校代表、ＰＴＡ代表、が弔問します。（10,000円）

2)児童の不慮の災変については、総務会にはかり決定します。

(2) 会員に対するもの

1)会員ならび配偶者の不幸の際は、ＰＴＡ代表が弔問します。（10,000円）

2)会員の不慮の災変については、総務会にはかり決定します。

(3) 会員特に学校教職員に対するもの

1)教職員の結婚・出産の際は、祝意を表します。（5,000円）

2)教職員が不幸の際は、学校代表、ＰＴＡ代表が弔意を表します。（10,000円）

3)教職員の家族（配偶者、本人および配偶者の両親、子ども）の不幸の際は、学校代表、ＰＴＡ代表が弔意を表します。（5,000円）遠方の場合で参列できない場合は、弔電を打ちます。

4)教職員の転任、退職、臨時職員等の退職に際し、花束を贈ります。

(4) その他、特殊事情のもの及び上記の金額については、年度ごとに代表者委員会にはかります。

表彰規定

会則第2条の目的を達するため、下記の表彰規定を設けます。

(1) 本会の総務役員及び専門委員長として尽力された下記の者に対して、当年度の定期総会において感謝の意を表します。

1)会長

2)副会長、書記、会計、Ｐ連専門委員、青少年補導委員、５３０推進員、会計監査、各専門委員長及び総務役員選考委員長

(2) 本会員及び他の者で、特に本会の活動に尽力された者に対して、代表者委員会の決定を経て、感謝の意を表します。

法典西小ＰＴＡ組織図

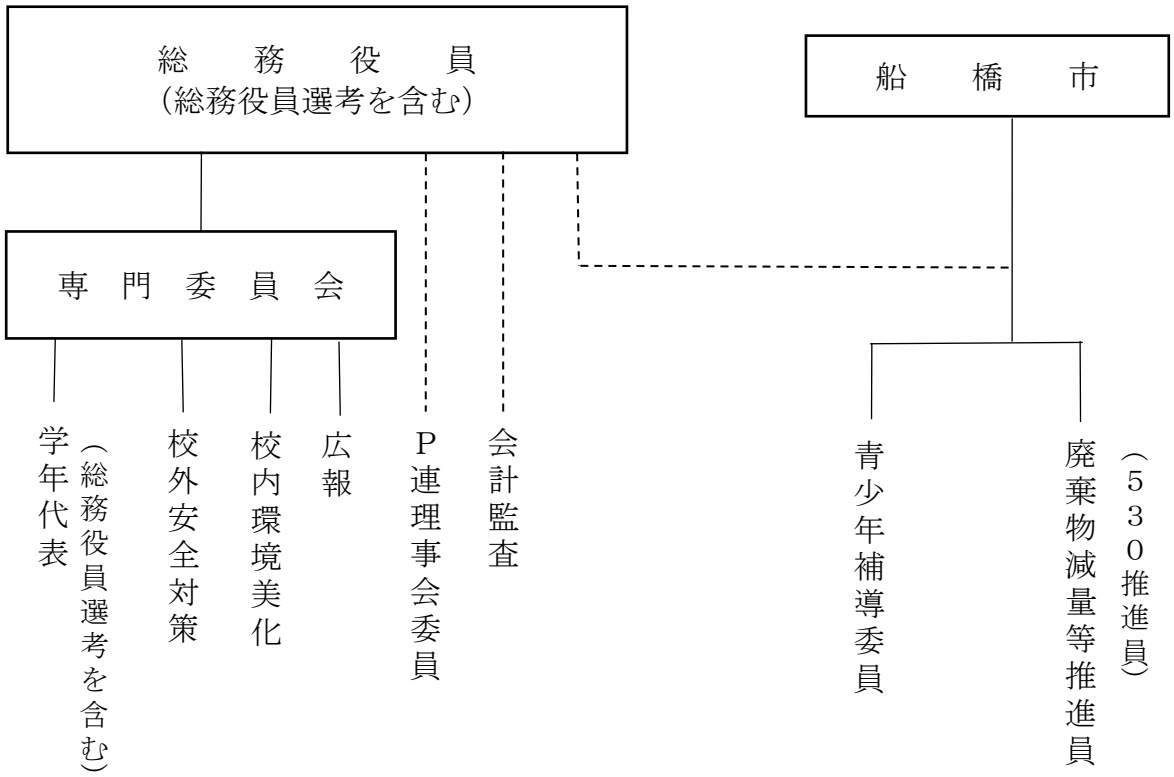

【ＰＴＡ会議】

Ｐ　Ｔ　Ａ　総　会　本会の最高議決機関、会員の過半数の出席で成立。

- 定期総会　毎年一回年度初めに開催。
- 臨時総会　会員の3分の1（委任状を含む）以上の要求があった時、または会長が必要と認めた時に開催。

代表者委員会　総会に次ぐ議決機関、総会で決定された事項、その運営について審議する。総務役員、学年代表、校外安全対策、校内環境美化、広報の正副委員長をもって構成する。

総　務　会　会長が招集し、本運営に必要な事項を協議、企画し、極めて緊急な事項を処理する。総務役員で構成し、必要に応じて各専門委員会を招集する。

専門委員会　各専門委員会の委員長が招集し、活動に必要な事項を協議、企画運営する。

令和5年度活動計画
ＰＴＡの目的

家庭教育・学校教育の理解
子どもの校外生活をよくする
地域の環境を良くする

【総務役員】

総務（ＰＴＡを代表し、対外的な活動と各委員会活動の統括）

対外的活動	・法典地区青少年委員会
	・六校連絡協議会
	・近隣校、地域との交流
	・法典西連合長会合同パトロール会議
	・学校評議員会
	・船橋市ＰＴＡ連合会
	・法典地区青少年委員会教育講演会（年1回）
	・Ｐ連研究大会（年1回）
会議招集	・ＰＴＡ定期総会、代表者委員会、総務会、役員全体会
資料作成	・総会資料、ＰＴＡ会員・役員名簿、役員履歴、代表者委員会の報告書等
連絡調整	・各専門委員会の連絡調整
統括	・各専門委員会の活動助成
管理	・ＰＴＡ会費の管理（一般会計）
	・有価物回収報償金の管理（特別会計）
	・一般会計繰越金の管理（特別会計）
協議	・前年度よりの懸案事項の協議
	・代表者委員会への議題提出
会議参加	・ＰＴＡ定期総会、代表者委員会、総務会、役員全体会
	・各専門委員会が出席する対外的会議等への同伴参加
行事支援	・運動会、ドレミうたごえコンサート、6年生を送る会
役員選考	・次年度総務役員を選出し、ＰＴＡ定期総会に提案

Ｐ連理事会委員（船橋市ＰＴＡ連合会のＰ連理事会で活動）兼、総務

会議参加	・ＰＴＡ定期総会、代表者委員会、総務会、役員全体会
役員選考	・次年度総務役員を選出し、ＰＴＡ定期総会に提案

青少年補導委員（市の委嘱を受け、青少年の補導を担当する）兼、総務

会　議　参　加　・ＰＴＡ定期総会、代表者委員会、総務会、役員全体会

役　員　選　考　・次年度総務役員を選出し、ＰＴＡ定期総会に提案

船橋市廃棄物減量等推進員【５３０推進員】兼、総務

船橋市廃棄物減量等推進事業の一環として、市と共催してゴミ等を一掃し、住み良い地域作りの啓発運動をする。また、専門委員会内の５３０担当者に連絡、参加呼びかけをする。

会　議　参　加　・ＰＴＡ定期総会、代表者委員会、総務会、役員全体会

役　員　選　考　・次年度総務役員を選出し、ＰＴＡ定期総会に提案

会計監査（学期毎にＰＴＡ会計及び校納金を監査する）兼、総務

会　議　参　加　・ＰＴＡ定期総会、代表者委員会、総務会、役員全体会

役　員　選　考　・次年度総務役員を選出し、ＰＴＡ定期総会に提案

【専門委員会】

学年代表委員会（学校及び家庭教育の目的に従い、保護者の意識を高める）

会　議　参　加　・ＰＴＡ定期総会、代表者委員会、役員全体会

行　事　支　援　・運動会（学代からの支援はなし）

・給食試食会

対外的活動　・船橋市学校給食展（年1回）（中止）

・学校給食研究会（年1回）（中止）

卒業対策活動　・記念品等の準備

役　員　選　考　・次年度総務役員を選出し、ＰＴＡ定期総会に提案

有価物回収事業　・ベルマーク、インクカートリッジ

発　　行　・ベルマーク、インクカートリッジだより（年3～5回程度）

そ　の　他　・前年度よりの懸案事項の協議

校外安全対策委員会（子どもの安全確保と対外的な活動）

会　議　参　加　・ＰＴＡ定期総会、代表者委員会、役員全体会

対外的活動　・Ｐ連校外・環境委員長研修会（年1回）

・法典地区青少年委員会（年3回程度）

・法典地区青少年教育講演会（当番校でない為なし）

・法典西連合町合同パトロール会議（年6回程度）

・法典地区有価物連絡会（なし予定）
・西船地区有価物連絡会（年1回）

安　全　対　策　・登校時指導当番表の作成、配布、管理
・船橋支会下校時パトロール指導・通学路点検
・ひまわり１１０番管理、協力者への挨拶回り
・パトロールプレート協力者募集、管理

発　　行　・校外だより（年4回程度）
・登校時指導手順書保存版「登校時指導手順書」
・登校時指導当番表（年5回）
・有価物だより（年1回）（メール配信）

そ　の　他　・前年度よりの懸案事項の協議

校内環境美化委員会（学校の環境美化、教育環境の整備活動）

会　議　参　加　・ＰＴＡ定期総会、代表者委員会、役員全体会

対外的活動　・法典地区青少年委員会教育講演会（年1回）

清　掃　活　動　・道具用品等整理
・屋外清掃、トイレ清掃（年10回程度）
・教育環境整備・学校応援団サポート（年8回程度）

行　事　支　援　・運動会

そ　の　他　・前年度よりの懸案事項の協議

広報委員会（ＰＴＡ活動の紹介や理解を深めるための活動）

会　議　参　加　・ＰＴＡ定期総会、代表者委員会、役員全体会

発　　行　・ＰＴＡ広報紙「さわらび」（年1回）
・ＰＴＡ広報誌WEBにて配信：小学校ＨＰのＰＴＡより（年12回）
・各行事撮影、取材、原稿作成、ＷＥＢ入力（ＰＴＡ広報紙としてふさわしい内容とする）

対外的活動　・Ｐ連主催ＰＴＡ広報研修会（年1回）
・Ｐ連主催ＰＴＡ広報委員懇談会（年1回）
・法典地区青少年委員会教育講演会（年1回）

そ　の　他　・前年度よりの懸案事項の協議

２０２３年度ＰＴＡ一般会計予算

【収入の部】 （単位：円）

項　　目	金　額	摘　　要
ＰＴＡ会費	1,650,000	@3000×550世帯
２０２３年度準備金	1,000,000	
合　　計	2,650,000	

【支出の部】 （単位：円）

項　　目		金　額	摘　　要
運営費	消耗品	160,000	用紙、印刷機用ﾏｽﾀｰ･ｲﾝｸ代、PTA会議室備品等
	備品費	50,000	備品購入、故障時の修理費等
	通信・交通費	130,000	交通費、郵送料、電話代等
	会議費	10,000	会議用お茶代
	保険料	55,000	PTA団体総合補償制度加入
	Ｐ連関連費	90,000	会費等
活動費	学級代表委員会	16,000	ベルマーク、備品等
	校外安全対策委員会	22,000	ひまわり110番関連費等
	校内環境美化委員会	40,000	清掃活動費
	広報委員会	88,000	「さわらび」印刷代、写真代等
	青少年補導委員	2,400	連絡協議会会費
	役員選考委員会	15,000	電話代、備品等
	バレー部活動費	20,000	大会参加費、薬代等
	まりもの会	10,000	備品購入等
渉外費	児童学校援助費	400,000	総合学習用教材費等、学校応援団活動費、陸上ユニフォーム積立（20,000円）含む
	図書援助費	100,000	図書室用図書刊行物、図書備品等
	児童部活動援助費	25,000	陸上・合唱・駅伝・相撲・水泳部援助費
	学校交際費	70,000	六校連会費等
	卒業援助費	130,000	卒業証書ﾌｧｲﾙ代、胸花代等
	地域ＰＴＡ活動費	65,000	町会関連行事祝金等
	慶弔費	120,000	離任退職花束、お祝い、香典等、入学式･卒業式花代
支出計		1,618,400	
予備費		31,600	
２０２４年度準備金		1,000,000	
合　　計		2,650,000	

２０２３年度ＰＴＡ特別会計予算

【収入の部】 （単位：円）

項　　目	金　額	摘　　要
前年度繰越金	6,234,214	
２０２３年度特別会計積立金	585,218	一般会計より
陸上大会ユニフォーム積立金	20,000	児童学校援助費より
合　　計	6,839,432	

【支出の部】 （単位：円）

項　　目	金　額	摘　　要
４０周年記念事業積立金	1,900,000	
合　　計	1,900,000	

【積立金内訳】

項　　目	積立金計	摘　　要
４０周年記念事業積立金	1,900,000	毎年200,000円積み立て、次年度から50周年積立
４５周年記念事業積立金	200,000	毎年40,000円積み立て
ＰＴＡ会議室ＯＡ機器積立金	384,720	毎年100,000円積み立て
Ｐ連バレー部備品費積立金	25,000	毎年5,000円積み立て
陸上大会ユニフォーム積立金	100,000	児童学校援助費より毎年20,000円積み立て（※）
合　　計	2,609,720	

※陸上大会ユニフォーム積立金は部活が発足した場合にはその時点で積み立てを中止し、残金は特別会計に戻す。

【次年度繰越金】 （単位：円）

金額	摘　　要
4,939,432	次年度繰越金とする

２０２３年度ＰＴＡ特別会計予算（案）について

◆市の有価物回収協力金が廃止されたことにより、その他の収入から成り立っています。

◆繰越金は､周年行事や式典、備品購入のために積み立てられ使われます。

法典西小学校ＰＴＡ会則の改正について

改正後	現行	備考欄
第3章　総務役員及び専門委員	第3章　総務役員及び専門委員	
第12条（構成） この会は、次の総務役員と専門委員をもって構成します。	第12条（構成） この会は、次の総務役員と専門委員をもって構成します。	
（略）	（略）	
Ｐ連 理 事 会 委 員　－　1名	Ｐ 連　専　門 委 員　－　1名	（変更）
（略）	（略）	
専　門　委　員　－　各学年より17名	専　門　委　員　－　各学年より19名	（変更）
第14条（ポイント制）	第14条（ポイント制）	
（略）	（略）	
(2)　ポイント付与数は、次の通りとします。	(2)　ポイント付与数は、次の通りとします。	
（略）	（略）	
2）総務役員（会長以外）及び専門委員会委員長は２ポイント付与します。	2）総務役員（会長以外）及び各専門委員長は学校に在籍する児童にそれぞれ1ポイントずつ付与します。ただし、在籍児童が一人の場合は、2ポイントを付与します。	（追加）
3）総務役員のポイント（会長3ポイント・他総務役員2ポイント）については、在籍する兄弟のどの児童に付与するかを自由に選ぶことが出来ます。		
4）専門委員会委員長の2ポイントのうちの1ポイントは、委員を務めた学年の在籍する児童に、残りの1ポイントは在籍する兄弟のどの児童に付与するかを自由に選ぶことが出来ます。		
5）各専門委員会の委員は委員を務めた学年の在籍する児童にのみ1ポイント付与します。	3）各専門委員会の委員は委員を務めたクラスに在籍する児童にのみ1ポイント付与します。	（変更）
6）ポイントは永年制とし、在籍児童一人に対して2ポイントを上回った場合は、繰越すことが出来ます。	(3)　ポイントは、永年制とし、在籍児童への2ポイントを上回った場合は、繰り越す事とする。	（変更）

第15条（専門委員長の選出） （略） (2)　2)　各専門委員会委員長は委員長を務めた学年に在籍する児童が卒業するまでくじ引きを免除します。	第15条（専門委員長の選出） （略） (2)　2)　各専門委員会委員長は委員長を務めたクラスに在籍する児童が卒業するまでくじ引きを免除します。	（変更）
第16条（任務） （略） (5)　Ｐ連理事会委員は、船橋市ＰＴＡ連合会のＰ連連理事会で活動します。	第16条（任務） （略） (5)　Ｐ連専門委員は、船橋市ＰＴＡ連合会の専門委員会で活動します。	（変更）
第18条（総務役員の選出） (1)　会長、副会長、書記、会計、Ｐ連理事会委員、青少年補導委員、５３０推進員、会計監査の総務役員選出のために、選考委員会をおきます。 (2)　会長、副会長、書記、会計、Ｐ連理事会委員、青少年補導委員、５３０推進員、会計監査の総務役員は総会で選出します。	第18条（総務役員の選出） (1)　会長、副会長、書記、会計、Ｐ連専門委員、青少年補導委員、５３０推進員、会計監査の総務役員選出のために、選考委員会をおきます。 (2)　会長、副会長、書記、会計、Ｐ連専門委員、青少年補導委員、５３０推進員、会計監査の総務役員は総会で選出します。	
第４章　組織及び運営	第４章　組織及び運営	
第23条（専門委員会） 各学年より、学年代表委員、校外安全対策委員を各4名、校内環境美化委員を６名、広報委員を3名互選します。 （略） (2)　校外安全対策委員会 （略）	第23条（専門委員会） 各学年より、学年代表委員、校外安全対策委員、広報委員を各4名、校内環境美化委員を7名互選します。 （略） (2)　校外安全対策委員会 （略）	（変更）
	2)法典地区青少年委員会当番校の年度（6年ごと）には、上記のほかに担当委員（2名）を専門委員の互選により選出します。	（削除）
	①ポイント制については、会則第14条(2)の2)と同じ扱いとします。	（削除）
	②専門委員長選出時における免除については、会則第15条(2)の2)と同じ扱いとします。	（削除）

2)児童の学校外に於ける校外生活の指導と安全対策を行います。	3)児童の学校外に於ける校外生活の指導と安全対策を行います。	(変更)
(3) 校内環境美化委員会	(3) 校内環境美化委員会	
1) 各学年より6名 委員長（1名）、副委員長（1名）、会計（1名）を専門委員の互選により選出します。	1) 各学年より8名 委員長（1名）、副委員長（2名）、会計（1名）を専門委員の互選により選出します。	(変更) (変更)
(4) 広報委員会	(4) 広報委員会	
1) 各学年より3名	1) 各学年より4名	(変更)
(略)	(略)	
総務役員選考委員会規約	総務役員選考委員会規約	
第1条(目的) 会則第18条により、会長（1名）、副会長（2名以上）、書記（2名）、会計（2名）、Ｐ連理事会委員（1名）、青少年補導委員（1名）、５３０推進員（1名）、会計監査（2名）の候補者の選出にあたります。	第1条(目的) 会則第18条により、会長（1名）、副会長（2名以上）、書記（2名）、会計（2名）、Ｐ連専門委員（1名）、青少年補導委員（1名）、５３０推進員（1名）、会計監査（2名）の候補者の選出にあたります。	(変更)
表彰規定 会則第2条の目的を達するため、下記の表彰規定を設けます。	表彰規定 会則第2条の目的を達するため、下記の表彰規定を設けます。	
(1) 2) 副会長、書記、会計、Ｐ連理事会委員、青少年補導委員、５３０推進員、会計監査、各専門委員長及び総務役員選考委員長	(1) 2) 副会長、書記、会計、Ｐ連専門委員、青少年補導委員、５３０推進員、会計監査、各専門委員長及び総務役員選考委員長	(変更)

ＰＴＡ会則規約制定（60年）から、一部改訂を幾度も重ねて参りました。子供たちがより良い学校生活を過ごせるよう支援する活動ですので何卒ご理解をお願いします。

本日のＰＴＡ定期総会において承認可決の場合は、本年度より適用し、次年度の会則に追記することとします。

個人情報の取扱いについて

法典西小学校個人情報保護方針

法典西小学校ＰＴＡは、個人情報の重要性を十分認識し、個人情報の取扱いについて以下の事項を尊守し、個人情報保護への取り組みを実施し、継続してまいります。

1. 個人情報の取得
本会は、運営上必要な範囲内かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

2. 個人情報の利用目的
本会は、取得した個人情報を、会員本人の同意なく利用目的の範囲を超えて利用することはありません。
本会が取得した個人情報は、以下の目的の範囲内で適正に利用します。

・会員名簿の作成と管理
・活動などに関する案内（給食試食会、校内研修会等）
・資料および書類の送付
・登校時指導の当番表作成時（転校、学区内転居の場合、学校に連絡された時点で変更した情報を学校より提供されるものとします）
・本校広報誌「さわらび」の掲載
・寄せられた質問に対する回答
・ＰＴＡ活動における活動の充実と質の向上
・表彰に関する事項
・船橋市社会教育関係団体の登録に関する基準　第9条（登録団体の情報の利用及び提供）
・役員選考における連絡先として電話番号を使用すること
・専門委員選出時の連絡先として電話番号を使用すること

3. 個人情報の管理
本会は、取り扱う個人情報の安全管理のため必要かつ適切な措置を講じます。また、必要に応じ、明示した利用範囲内で個人情報の取扱いを外部へ業務委託する場合、その委託先に対しても、個人情報の安全性が確保されるよう、必要かつ適切な監督を行います。

4. 個人情報の第三者への提供
法令に定める場合を除き、事前に関係する本会会員の同意を得ることなく、個人情報を第三者へ開示・提供は行いません。

5. 個人情報の開示
本会が保管している個人情報について、会員本人から開示の請求があった場合、合理的な範囲で速やかに対応いたします。

6. 組織・体制
個人情報保護の重要性を認識し、継続的に改善及び向上につとめます。

法典西